

「第2期笛吹市自殺対策計画」(案)に対するパブリックコメントの募集について

1 目的

「笛吹市自殺対策計画」とは、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」として、国の自殺総合対策大綱や山梨県自殺対策推進計画の方向性を踏まえ、今後、笛吹市が取り組むべき自殺対策の基本的な方向性を定めるものです。

また、本計画は、市政運営の基本方針である「第二次笛吹市総合計画」に掲げられた基本目標1「幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち」をつくるため市の実情を勘案した取組方針を規定したものです。

自殺はその多くが追い込まれた末の死で、本人はもとより家族、周りの人々にも多くの悲しみをもたらします。本市では、自殺を「防ぐことができる社会的な問題」として捉え、すべての人がかけがえのない個人として尊重され、生きがいや希望をもって生活できることをめざして、その阻害要因を取り除くための支援を行うとともに「生きることの促進要因」を増やすための環境整備の充実を図るために平成30年度に「笛吹市自殺対策計画」を策定し計画推進を行ってきました。

令和4年度に笛吹市自殺対策計画が期間満了を迎えることから、今後も自殺対策を計画的に推進することを目的に第2期笛吹市自殺対策計画を策定することといたしました。

このたび、「第2期笛吹市自殺対策計画」の案がまとまりましたので、今後の計画策定の参考とさせていただくため、広く皆さまのご意見・ご要望をお伺いさせていただきます。

なお、皆さまからお寄せいただいたご意見等の概要につきましては、後日公表させていただく予定です。

2 意見募集期間

令和5年1月10日(火)～令和5年2月9日(木)

※上記期間、笛吹市ホームページで閲覧できます。また、上記期間の土曜日、日曜日、祝日以外の日(午前8時30分～午後5時15分)には、笛吹市役所保健福祉館 総合案内または各支所で閲覧することができます。

3 ご意見等の提出方法及び提出先

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を記入のうえ、電子メール、ファクシミリ、郵送または窓口来庁のいずれかの方法により、提出してください。

氏名、住所、連絡先電話番号は必ず記入してください。

電話でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子メールの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」ファイルをダウンロードし、必要事項の入力後、当該ファイルを添付し、下記アドレスあてに送信してください。

送信先メールアドレス `pubc-shogai Fukushi@city.fuefuki.lg.jp`

(2) ファクシミリの場合

FAX 番号：055-262-5100 に送信してください。

(3) 郵送の場合

〒406-0031 笛吹市石和町市部 800 番地

笛吹市役所 保健福祉部 障害福祉課 障害福祉担当 あて郵送してください。

(4) 窓口来庁の場合

笛吹市役所 保健福祉館 2 階 障害福祉課 窓口にご提出ください。

4 ご意見の取扱い

提出していただいたご意見については、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する市の考え方とともに公表します。なお、住所、氏名等の個人に関する情報は公表しないことはもとより、他の目的に使用することは一切ありません。

5 問い合わせ先

笛吹市 保健福祉部 障害福祉課 障害福祉担当 電話 055-262-1273(直通)